

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業における連携パートナー協定（案）

秋田県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、県内事業者等による省エネ設備への更新及び新規導入等（以下「脱炭素行動」という。）によって生じる環境価値の有効活用を図る仕組みづくりに取り組むため、次のとおり秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業（以下「本事業」という。）における連携パートナー協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、相互に協力し、地域の脱炭素化と経済活性化の両立に向けて、乙が運営する照明設備の導入等の方法論のプログラム型プロジェクト（以下「連携プログラム」という。）への加入促進及び J-クレジットの創出・販売等に取り組み、県内事業者の脱炭素経営への転換及び環境価値の有効活用等の促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- （1）甲は、本事業に関する広報等の支援並びに連携プログラムへの入会手続きに係る書類の受付業務を行う。
- （2）乙は、秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定める事業を実施する。
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。
- 3 乙は、本事業によって認証・発行された J-クレジットの販売益の一部を甲に寄付することとし、寄付の手法、販売益の甲と乙の配分率及び寄付を実施する時期等については、別に定める。

（仕様書等の厳守）

第 3 条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を順守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合においては、この限りではない。

（経費負担）

第 4 条 第 2 条第 1 項第 2 号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、乙が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と連携プログラムへの入会を希望又は入会した者（以下「入会希望者等」）との間、乙と別事業において甲に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 甲又は乙が、本契約に違反し、相手方に損害を与えたときには、違反した当事者は損害を被った相手方に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、入会希望者等又は協力事業者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、本協定の全部又は一部を解除することができる。

（1）協定に違反した場合

（2）本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明した場合

（協定の変更）

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協定期間）

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和19年3月31日までとする。

なお、クレジット認証対象期間の延長等により事業の実施期間が令和19年3月31日を経過する場合は、乙は、令和19年3月16日までに、協定期間を延長する理由を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、本協定に基づく活動を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 鈴木 健太

乙 (住所)
(事業者・団体名)
(代表者職氏名)